

最長 8 年間で最大144万円補助

喜多方市奨学金償還支援事業
(記載内容:令和7年4月1日時点)

喜多方に住み、喜多方で働く方の

奨学金の償還を 支援します！



喜多方市では、若年層の市外流出を抑制するとともに、市外からの流入を促進させ、市内への定着を図ることを目的に、奨学金の償還を助成します。

※「償還」と「返還」は同じ意味ですが、この制度では「償還」としています。

資料提供：喜多方観光物産協会

◆対象者◆

大学、大学院、短大、高専、高校等の在学生、既卒者・中途退学者（30歳未満）の方で、以下条件を満たす方。※公務員は除く

- ① 8年以上喜多方市に定住する見込みであること
- ② 市内の事業所に8年以上継続して勤務する見込みであること

※市内の事業所等に就業を開始しようとする日の1年前から就業後60日以内に「助成金交付対象者」として認定を受けることが必要です。

◆対象就職先◆

喜多方市内の事業所であれば業種は問いません。※公務員は除く

※本社が市内であっても、勤務地が市外の場合は、対象になりません。

※自営業や農業などへの就業も別に定める基準を満たせば対象となります。



◆対象奨学金◆

喜多方市の奨学金、福島県の奨学金、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金

※日本学生支援機構の第二種奨学金は、元金のみが支援対象となります。

*** 詳しくは、裏面をご覧ください ***

【問い合わせ】

喜多方市 産業部商工観光課 商工業・雇用・創業支援班

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 電話 0241-24-5233

E-mail syoukan@city.kitakata.fukushima.jp

市HPはこちら(各種様式もダウンロードできます) →



◆事前認定の申請方法◆

助成金の交付を受けようとする方は、以下の期間中に事前に認定を受ける必要があります。

- 市内の事業所等に就業を開始しようとする日の1年前から就業後60日以内。

◆認定を受けた方が、次のいずれにも該当する場合に助成金を交付します。

- 1 市内の事業所等に正規雇用により就職し、1年以上継続して勤務していること。
- 2 市内に定住することを目的として1年以上継続して市内に住所を有していること。
- 3 奨学金の償還に対する助成を他から受けていないこと。
- 4 市に納付すべき市税、その他の滞納がないこと。
- 5 奨学金の償還に滞納がないこと。

◆助成の金額と期間◆

- 金額 年間の助成金額は、通常の1年間の償還額(利子分を除く)で、18万円を上限とします。※千円未満切り捨て
- 期間 助成要件を満たした年度から卒業した大学等の正規の修業年数の2倍の期間で、最長8年となります。
※中途退学者については、奨学金の貸与を受けていた月数の2倍に相当する額とします。

